

平成 25 年第 4 回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成 25 年 1 月 3 日(火曜日)午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 認定第 1 号 平成 24 年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
日程第 7 議案第 1 号 長南町若者定住促進条例の制定について
日程第 8 議案第 2 号 長南町防災基本条例の制定について
日程第 9 議案第 3 号 長南町見守りネットワーク条例の制定について
日程第 10 議案第 4 号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 11 議案第 5 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案第 6 号 平成 25 年度長南町一般会計補正予算(第 3 号)について
日程第 13 議案第 7 号 平成 25 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
日程第 14 議案第 8 号 平成 25 年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 15 議案第 9 号 平成 25 年度長南町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
日程第 16 議案第 10 号 平成 25 年度長南町ガス事業会計補正予算(第 2 号)について
日程第 17 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大倉	正幸	君	2番	鈴木	喜市	君
3番	森川	剛典	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂田	健一	君
9番	丸島	なか	君	10番	松崎	勲	君
11番	石井	正己	君	12番	丸	敏光	君
13番	古市	善輝	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘	君	副町長	葛岡郁男	君
教育長	片岡義之	君	会計管理者	岩崎利之	君
総務課長	石橋弘道	君	総務室長	田中英司	君
企画財政室長兼政策室長	常泉秀雄	君	住民課長	野口喜正	君
税務住民室長	唐鎌幸雄	君	保健福祉室長	荒井清志	君
事業課長	麻生由雄	君	産業振興室長	岩崎彰	君
農業推進室長	御園生明	君	地域整備室長	松坂和俊	君
ガス事業室長	墨田好美	君	教育課長	蒔田民之	君
学校教育室長	浅生博之	君	生涯学習室長	石野弘	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊功一	書記	杉崎武人
書記	片岡勤		

○議長（松崎 熱君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第4回定例会をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、先日、日曜日に実施いたしました防災訓練に、年末の押し迫った中、ご多用にもかかわらず、それぞれ地元地域の一員としてご参加をいただき、ご協力賜りましたことを改めてお礼申し上げます。

さて、今年も残すところ20日余りとなりました。計画しております事務事業につきましては、おかげさまでおおむね順調に推移をしております。

しかしながら、行政報告でも後ほど詳細にご報告いたしますが、10月15日から16日未明にかけての台風26号の被害につきましては、被害箇所数246カ所、被害総額2億2,300万円余りの集計結果がまとまりました。その主な対応につきましては、今月中旬には、国からの公共災害による査定を受けまして、復旧事業に懸命に取り組んでいきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

また、私の任期も、余すところ、あと2カ月を切ったところでございます。いよいよこの12月定例会が最後の議会であると思います。そんなことを考えますと、感慨深いものがございます。

また、町長選挙の選挙日につきましては、来年1月19日となっておりますが、来年1月の任期まで、来年1月末までの任期までは、精いっぱい頑張ってやっていきたいと、いろんなものに取り組んでいきたいと思いまして、どうかよろしくお願ひをいたします。

こうした中、今定例会にご審議をいただきます案件につきましては、新たな条例3件、一部事務組合に関する協議1件、条例改正1件、補正予算5件の計10件でございます。議員の皆様方におかれましては、ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げて、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 熱君） ただいまから平成25年第4回長南町定例議会第1日目を開会します。

（午前 9時03分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 熱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 森川 剛典 君

4番 小幡 安信 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 熱君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

[議会運営委員長 加藤喜男君登壇]

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月26日に委員会を開催し、平成25年第4回定例会の議会運営について、協議、検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、条例制定が3件、協議1件、一部改正1件、補正予算5件の計10議案が議題とされます。また、一般質問を5人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日3日から5日の3日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問については、議案の内容説明終了後、質問順位1番から2番までを3日に行い、質問順位3番から5番を5日に行うこととし、一般質問の方式については、引き続き試行的に要旨ごとの一問一答方式で行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 熱君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 熱君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日3日から5日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日3日から5日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案10件の送付があり、これを受理しましたのでご報告します。

なお、受理した議案については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員会から報告がありました平成25年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果及び地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告がありました定期監査結果報告並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（松崎 勲君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　それでは、行政報告を4点ほど報告いたします。

まず、第1点は、台風26号の被害状況についての報告です。

台風の雨量データにつきましては、総雨量295.5ミリ、1時間最大雨量は16日未明の午前4時から午前5時の38ミリを計測し、家屋における被害状況は、床上浸水2カ所、半壊1カ所、一部損壊は2カ所でございました。

次に、被害箇所数でございますが、246カ所で、その内訳は、農林災害で108カ所、土木災害で136カ所、社会教育施設災害2カ所となり、被害総額は2億2,363万円の集計結果となっております。その内訳は、農林災害7,830万円、土木災害1億4,423万円、社会教育施設災害150万円となったところでございます。

農林災害の農地・農業用施設の7件は、国からの公共災害による査定を今月中旬ごろ、土木災害の10件については、道路災害3件、河川災害7件について、来年1月中旬ごろに公共災害査定を受けることがほぼ決まりましたところであります。

今後、復旧事業につきまして、国や県からの国庫補助等を受け、12月事業補正予算のご承認をいただく中で、一日も早く事業執行に向け、懸命に取り組んでいく所存でございますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、2点目としまして、土地・建物の譲渡について、寄附でございます。

給田地先にございます平成道場の土地・建物を9月30日に、無償譲渡を受けましたのでご報告いたします。

平成道場は、平成2年8月に建設され、東京都の株式会社TKC出版が研修事業の一環として運営していたもので、このたび事業の縮小により、平成道場を閉鎖するに当たり、町に無償譲渡の申し出がございました。

無償譲渡の内容につきましては、平成道場の建物で、木造スレートぶき2階建て、延べ床面積412.56平米、土地は合計で2,063.34平米でございます。

今後の利用につきましては、町で、直接、管理、運営するものでなく、民間等に、管理、運営を含め、貸し出しをするなど、過疎対策の一つとして、交流人口の増加が図られるよう、本施設の有効な利用を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の報告ですが、西部工業団地については、平成15年に千葉県企業庁の事業中止を受け、現在は企業庁の管理地になっております。

企業庁では、平成25年度から平成27年度までの3年間を清算期間と位置づけ、資産の管理、処分を進めており、事業を中止した工業団地等の保有土地の処分につきましては、公共用活用されることが前提であることから、まず地元市町村等による地域づくりに資する有効活用が優先されるものであります。これらのことから、地域住民等のために活用され、地域の活性化はもとより、環境の保持にもつながるものと考え、町といしましては、この跡地を譲り受ける方向で検討いたしております。

本年度、地元関係者を中心とした長南西部工業団地計画跡地活用促進会議を立ち上げ、跡地の有効活用を協議していただいているところでございます。引き続き、地元協議会等の跡地の利活用やその事業内容なども検討し、企業庁と調整を図り、計画をまとめいきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、4点目でございますけれども、被災地への職員派遣の関係でございます。

東日本大震災被災市町村への派遣職員継続につきまして報告いたします。

この派遣職員の関係につきましては、昨年の12月から半年ずつ、被災市町村、宮城県亘理郡山元町へ、1人目は小澤元晴副主査、2人目は山田翔主事を派遣しておりました。そして、3人目は、この12月1日からございますけれども、後任の3人目として、保健福祉室の風戸知主事補を引き続きこの1日から半年間、来年の5月31日まで派遣を継続するという形で、山元町へ派遣いたしました。

東日本大震災からもうそろそろ丸2年となろうとしておりますが、懸命に復旧事業を推進している状況に対しまして、町としては、今後も、少しでもお力添えとなるよう、人的支援措置を継続して、職員を派遣してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、4点、行政報告をいたしました。

○議長（松崎 勲君） これで行政報告は終わりました。

◎認定第1号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

決算特別委員長、板倉正勝君。

[決算特別委員長 板倉正勝君登壇]

○決算特別委員長（板倉正勝君） ご指名をいただきましたので、決算特別委員会の報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月定例議会において設置されると同時に、平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての付託を受け、9月18日に第1回目の決算特別委員会を開催し、委員長には、私、板倉正勝、副委員長には、大倉正幸委員が選出されました。

また、付託案件の審査は、詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に対し、継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の決算特別委員会を去る10月8日に開催し、執行部から、町長以下、各所管課長、室長の出席を求め、予算の執行が、適正に、しかも住民福祉向上に寄与されたかどうか等、着眼する中で、真正な審査を行いました。

その結果、計数については、監査委員の監査意見書のとおり、過誤なきものと認められたことであります。

一方、適正で経済的かつ効果的な予算執行の観点から、今後の予算執行に際しては、一層の検討を加え、改善すべきものと要望した事項が幾つかあります。それらの諸点について、執行部の適正な処置を期待するものであります。

なお、主な要望事項については、以下、申し上げます。

1. 町公共施設の耐震改修等について。

公共施設の耐震診断の結果、役場本庁舎及び中央公民館においては、耐震対策が必要との結果が出ています。特に、役場本庁舎は、老朽化が著しいこともあるので、耐震補強工事に限らず、建てかえも視野に、幅広い見地から、今後の方針を早期に検討され、庁舎、公民館とともに、財政的にも計画的に実施されたい。

2. 有害鳥獣対策について。

有害鳥獣による農作物の被害が多発しています。多数の箱わなを町内に設置し、捕獲を実施しています。さらに、電気柵の設置も進められておりますが、被害は毎年増加傾向にあります。今後とも、各種補助事業等を活用した対策について、検討、推進されたい。

以上のとおり、本委員会は、要望事項を附帯し、平成24年度一般会計歳入歳出決算は、決算書のとおりこれを認定するべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

平成25年12月3日、決算特別委員長、板倉正勝。

以上でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

委員長に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られますのでご了承願います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

これで認定第1号 平成24年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（松崎 熱君） 日程第7、議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についてから日程第16、議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についてから議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてまで、一括提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についてでございますが、次代を担う子供たちの健やかな成長を育む若者の定住促進を図るため、住宅取得奨励金を交付し、定住人口の増加と地域の活性化に資することを目的として、新たに条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 長南町防災基本条例の制定についてでございますが、町の防災対策については、基本理念及び基本となる中心事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い町づくりを目指すため、新規に制定する条例をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定についてでございますが、地域住民、公的機関、民間機関が、相互に連携してネットワークを構築することにより、高齢者等に対する見守り活動を行い、安心して暮らせる地域づくりを目指すため、条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、農業者研修センターの利用者の減少に伴い、千葉県所有の研修センター建物は休館しておりましたが、本年度、解体することにより、県有財産貸付規約を終了し、農業者研修センターを廃止することから、広域組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでござ

いますが、千葉県人事委員会の勧告により、近年、初任給が民間企業との間に相当程度の差を生じている状況にあることから、若年層に限定して、おむね20歳代でございますけれども、1級、2級及び3級の給料月額の引き上げの改定をするため、一般行政職給料表の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正につきましては、台風26号による災害復旧に要する経費、また財政調整基金及び地域農業推進基金への積み立てを主な内容としてお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、まず総務費では、庁舎雨漏り改修工事、参議院議員選挙費の精算及び12月から被災地へ派遣する職員の異動による人件費の追加を、衛生費では、有害鳥獣駆除等の環境衛生に関する経費を、農林水産業費では、地域農業整備事業補助金の精算を、商工費では、花火打ち上げ場造成工事費の精算及び観光案内場造成工事の追加を、土木費では、町道の維持管理費の追加を、教育費では、指定文化財保存整備事業補助金の追加及びプール上屋シート張りかえ工事の精算並びにプール管理棟改修工事の追加を、災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費及び文教施設災害復旧費の追加を、諸支出金では、財政調整基金及び地域農業推進基金への積み立てをそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、普通交付税、農林水産業費及び総務費分担金、国庫支出金、県支出金、財政調整基金等繰入金、前年度繰越金、諸収入及び町債を充当して編成いたしました。

次に、議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、疾病予防、特に人間ドックの関係ですが、予算に不足が生ずることから、追加補正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、保険料の還付金において不足が生じたことから、追加の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、職員の被災地、山元町へ派遣することに伴います人件費の減額及び第6期介護保険事業計画の策定に伴うニーズ調査による費用等の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、大口工業用のガスの売り上げの増、内管工事の受注増等による収入の増額を、また支出については、原ガス購入費、受注工事費、長南橋修繕工事に伴う設計委託費及び移設工事費等の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第10号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当室長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は9時50分を予定しております。

（午前 9時34分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

○議長（松崎 熱君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についての内容のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

長南町若者定住促進条例を次のように制定させていただくものでございます。

2ページをお開きください。

長南町若者定住促進条例でございます。本条例につきましては、12条により構成されております。

第1条から申し上げさせていただきます。

第1条、目的でございますけれども、この条例は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までに長南町に住宅を取得し、当該住宅に定住する者に対し、予算の範囲内において住宅取得奨励金を交付することにより、町の定住人口の増加を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とさせていただくものでございます。

第2条では、用語の定義を定めさせていただいております。

1号でございますけれども、新築住宅でございます。新築住宅につきましては、自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された一戸建て、または一戸建て、または併用住宅でありまして、その建築後に使用されたことのないものをいうものでございます。

なお、既存の建物を同一敷地内に建てかえた住宅も該当するものでございます。

2号といたしまして、中古住宅でございます。中古住宅は、町内に既存する住宅のうち、過去に住居用として使用され、長南町家屋課税補充台帳に登録されているものをいうものでございます。課税の対象となっているもの、家屋ということでございます。

3号の定住でございますけれども、定住につきましては、5年以上、居住する、長南町に住むという意思を持って、自己または同居するものが所有し、または共有する住宅に住居を定めて、かつ当該住宅の所在地が住民基本台帳に記載されているものでございます。また、生活の実態があるものということでございます。

4号の居住用床面積でございますが、専ら人の居住の用、生活するために供する部分の床面積を言わせていくものでございます。

5号といたしまして、転入者でございますけれども、新築住宅に定住するために、他の市町村から本町に転入した者で、転入する前、3年間、本町の住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に登録されたことのない者をいうということでございますが、転入する前に、3年間、長南町に住んでいなかつた方ということでございます。

6号の町内建設業者でございます。建設業法に規定する建設業者または軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするもので、法人にありますては、町内に本店を有する法人、個人にあっては、町内に主たる事業所を有する個人、有する方をいうものでございます。

7号、住宅を取得した日でございますが、登記事項証明書に記載された保存登記完了年月日及び所有権移転登記完了年月日をいうものでございます。

3条といたしまして、対象住宅を定めております。

奨励金の交付対象となる新築住宅は、次の各号に該当するものとさせていただいております。

1号といたしまして、居住用の床面積が50平方メートル以上、2号で、建築基準法に定められております建築物、これにつきましては、例えば木造の3階建て以上といった、そういう建物でございますけれども、それにつきましては、建築物の完了検査、いわゆる検査済証の交付を受けているものが対象となります。

次のページに移りますが、2項といたしまして、奨励金の交付対象となる中古住宅でございますけれども、次の3号の全てに該当するものとさせていただいております。

1号では、居住用の床面積が50平方メートル以上、2号では、購入価格、これは、土地代金を含みますが、300万円以上、3号では、3親等内の親族から購入したものでないこととなっております。

4条の交付対象者の規定でございます。この条例によりまして、奨励金の交付を受けることができる者は、平成26年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得した方で、次の各号の全てに該当する者とします。ただし、町長が、特別な事情があると認める場合は、この限りでないとさせていただいております。

1号では、対象住宅に夫婦で定住していること、2号では、夫婦のどちらかが45歳以下の夫婦であること、3号では、申請者または同居している者に、市区町村税の滞納がないことでございます。

1号から3号につきましては、奨励金の交付申請時において、それぞれの要件を満たしている方でございます。

4号では、奨励金交付後、5年以上継続して、夫婦の世帯で、住宅に居住して、また住所を有していることでございます。

5号といたしまして、この規定による奨励金を一回、過去に受け取ったことがないということでございます。

第5条といたしまして、奨励金の額でございますけれども、奨励金の額は、新築住宅の場合は100万円、中古住宅の場合は50万円、それぞれ交付するものでございます。

2項では、この1項の奨励金に、なお加算する額を定めさせていただいております。

まず、1号では、取得した住宅、町内建設業者が建築した場合、これにつきましては50万円、2号では、交付対象者またはその同居する家族が全て町外から転入された場合、これにつきましては30万円、3号では、奨励金の交付の申請のときに、同居する18歳未満の子がいる場合は、一人について10万円を加算させていただくものでございます。

3項といたしまして、この奨励金を合算した上限は200万円とさせていただくものでございます。

第6条、奨励金の交付申請、また第7条、奨励金の交付決定、次のページに移りますけれども、第8条の奨励金の交付請求につきましては、必要な諸様式等につきましては、規則に委任する形とさせていただいております。

また、この中で、条例の中には入っておりませんけれども、規則のほうで、また3ページに戻っていただきますけれども、6条の奨励金の交付申請でございますけれども、この場合には、申請期間は、対象住宅を取得了日から1年以内に申請しなければならないと規則のほうで定めさせていただいております。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

第9条では、交付決定の取り消し等についての規定でございます。交付決定があった後の取り消しにつきま

しては、1号、2号に定めるものについては、交付の決定を取り消すことができるというふうに定めさせていただいております。

1号では、偽り、その他不正の手段により交付の決定を受けたとき、2号では、前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適当と認めるときというふうなことで規定させていただいております。

2項により、交付の決定を取り消したときは、これにつきましても、規則に引用し、取り消しした者に通知するというふうなことで定めさせていただいております。

第10条、奨励金の返還の規定でございます。前条で、交付決定の取り消し等が行われた場合の返還でございますけれども、奨励金の交付の決定を取り消した場合においては、既に奨励金を交付しているときは、規則で定めるところにより、当該奨励金の一部または全部を返還させることができというふうなことでございます。

2項といたしまして、条例第4条第4号の条件を満たさずというふうになっておりますが、これは、5年以上継続して夫婦世帯で長南町に住んでいただくということでございますけれども、その要件を満たさない場合には、奨励金の交付の決定の日から起算して5年以内に居住しなくなった場合には、5年に満たない期間分につきましては、返還させることができるというものでございます。

例えば、150万円交付をして、1年残りで転出してしまったという場合には、30万円の返還をお願いするという内容でございます。

3項といたしましては、やはりこれも、奨励金の返還については、規則のほうで引用しております。そのような形で、奨励金を返還すべき者に通知するというふうな内容でございます。

4項では、通知を受けた者、奨励金の返還してくださいというような通知を受けた者については、町長の定める期日までに奨励金を町に返還するという内容でございます。

第11条といたしましては、奨励金の返還の免除の規定でございます。

これにつきましては、やむを得ない理由等によりまして、町から転出する、あるいはそのほかの理由が生じることがあることも考えられますので、このところで免除の規定をさせていただいてございます。

1号といたしましては、死亡したとき、2号といたしましては、災害や疾病、その他自分の理由によらないで、やむを得ない理由によって転出するとき、また最後に、その他、町長が特に必要と認めたときというふうに定めさせていただいております。

最後の12条では、委任というふうなことでございますけれども、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとさせていただいております。

最後に、附則でございますけれども、この条例は、平成26年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁で整いませんが、長南町若者定住促進条例の内容を説明させていただきました。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

[総務室長 田中英司君登壇]

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第2号 長南町防災基本条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開きください。

長南町防災基本条例を次のように制定するものでございます。

最初に、この条例を制定するまでに至った経緯、制定背景等をご説明させていただきたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定されていた規模をはるかに超える地震あるいは津波が発生し、広範囲にわたって甚大な被害が生じました。また、ここ数年では、台風、ゲリラ豪雨、洪水、竜巻など、多くの自然災害が発生しております。特に、伊豆大島での台風26号による甚大な被害は記憶に新しいところであります。町では、町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、さまざまな防災対策をこれからも実施していかなければなりません。しかし、大規模な災害に対しては、行政だけが防災に取り組むのではなく、町民一人一人が、自らのことは自らが守る自助、各地域においてお互いに助け合う共助、そして町が安全を確保する公助、それぞれが、相互に連携し、協力することが重要となってきます。

このようなことから、町民や事業者等の防災に関する意識の醸成を図り、自助、共助、公助が連携することの重要性を再認識するとともに、町民や事業者、自主防災組織、災害ボランティアなどと連携した防災対策をより一層推進するために、今回、新規制定という形で、条例制定をお願いするものでございます。

この条例の構成につきましては、全部で12条の構成となっており、いわゆる理念、基本事項の努力目標となる一般的に理念条例と言われる内容の条例でございます。

それでは、議案書の見開き、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の目的でございますが、この条例は、長南町の防災対策について、基本理念及び基本となる中心的事項を定めることによって、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い安全な町づくりを目指すことを目的とするものでございます。

次に、第2条の基本理念でございますが、第1項では、防災対策は、自らのことは自らが守る自助を基本とし、地域においてお互いに助け合う共助、そして町が安全を確保する公助に基づいて、町民、事業者及び町がそれぞれの責務と役割を果たしまして、相互に連携を図りながら、協力して実施されなければならないとするものであります。

第2項では、防災対策に関する計画の策定及びその実施に当たっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れることにより、多様な主体の意見の反映に努めなければならないとするものでございます。

続きまして、第3条につきましては、地域防災計画の関連をうたっているものでございます。

長南町防災会議、これは、災害対策法、昭和36年法律第223号、以下法というこの災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき置かれる市町村防災会議をいうものでございます。

前条の基本理念を長南町地域防災計画に、同法第2条第10号での市町村防災計画をいうものでございます、反映させるよう努めなければならないとするものでございます。

次に、第4条につきましては、防災訓練の内容をうたっているものでございます。

第1項では、町は、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、総合的な防災訓練を実施するよう努めなければならないとし、第2項では、自主防災組織は、前項のほか、町自治会等を単位とした防災訓練を実施するよ

う努めるものとするものでございます。

次に、第5条につきましては、情報収集の連絡体制などの整備等の内容に関するものでございます。

特に、この条項の部分に関しましては、今年度6月に成立した改正災害対策基本法を如実に表現した箇所でございます。市町村長は、高齢者あるいは障害者の災害時の避難に、特に配慮を要する者に対しまして、名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防署あるいは民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するもののほか、名簿の作成に関し、必要な個人情報を利用できることというような改正とすることから、それを反映することで、第1項では、町は、災害時に備え、防災に関する情報を収集し、及びこれを伝達するための体制を整備するよう努めなければならないとし、第2項では、町民及び事業者は、災害に関する情報の収集、把握及び安全を確保するために、自らが災害に備えるために必要な措置を講ずるよう努めるものとするものでございます。

次に、第6条につきましては、物資の備蓄等の内容を規定しているものでございます。

町は、災害時に備え、必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備するとともに、災害時における円滑な運搬及び配給の体制を確保するよう努めなければならないとするものでございます。

次に、第7条につきましては、自主防災組織に対する支援に関する内容を規定しているものでございます。

町は、自主防災組織に対し、必要な支援及び協力をを行うことにより、その充実を図るとともに、その地域の防災活動において、中心的な役割を担う人材の育成支援に努めなければならないとするものでございます。

次に、第8条につきましては、災害時要援護者の対策に関する内容を規定しているものでございます。

第1項では、町、事業者、自主防災組織等は、災害時に備え、災害時要援護者に配慮した対策を推進するよう努めるものとするものでございます。

第2項では、町は、関係機関と連携し、災害時要援護者に関する必要な情報を収集するよう努めなければならないとするものでございます。

次に、第9条につきましては、応急活動に関する内容を規定しているものでございます。

第1項では、町は、災害時において応急活動を行うための体制を確立し、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等との連携を図り、予防対策が十分に発揮されるよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものでございます。

第2項では、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、災害時において、相互に連携し、補完することにより必要な措置を講ずるよう努めるものとするものでございます。

次に、第10条につきましては、避難所の開設等に関する内容を規定しているものでございます。

第1項では、町は、災害時において、被災者の収容のため、必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設するよう努めなければならないとするものでございます。

第2項では、町は、避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携して、特に災害時要援護者、女性、子供等に配慮するよう努めなければならないとするものでございます。

次に、第11条につきましては、復旧・復興対策に関する内容を規定しているものでございます。

町は、災害により町内に甚大な被害が発生したときには、国、県、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、町民の生活の再建あるいは町の復旧、その他の復旧・復興に関する事業を迅

速かつ計画的に実施するよう努めなければならないとするものでございます。

最後に、第12条につきましては、他の地方公共団体の支援に関する内容を規定しているものでございます。

町は、ほかの地方公共団体において大規模な災害が発生したときには、相互協力の理念に基づきまして、必要な支援に努めなければならないとするものでございます。

最後に、附則に係る施行日に関するものでございます。

この条例は、交付の日から施行するとさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますよう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

[保健福祉室長 荒井清志君登壇]

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

長南町見守りネットワーク条例を次のように制定するものでございます。

高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しております。このような世帯は、孤独死やオレオレ詐欺や悪質な訪問販売に遭う不安に常にさいなまれております。

高齢者がこの地域で安心して暮らしていくためには、地域ぐるみで相互に見守り合うことが必要となっております。この条例では、協力員、協力機関等が、相互に連携して、地域ぐるみでさりげない見守り活動を展開し、異変があるときは、町包括支援センターへ連絡をお願いし、町では、状況を確認し、必要に応じて、病院や介護保険サービスなど、関係機関と連絡をとり合い、必要な支援やサービスの提供を行うというものでございます。

10ページ目をお願いします。

長南町見守りネットワーク条例です。

第1条、目的ですが、この条例は、長南町を事業主体として、協力員、協力機関等が、相互に連携してネットワークを構築し、要援護者等に対する見守り活動を行い、生活の安全を確保し、安心して暮らせる地域づくりを構築することを目的としております。

第2条、語句の定義となります。

1号の見守りとは、郵便物及び新聞並びに洗濯物の取り入れ状況、雨戸等の開閉状況等について確認を行い、異変のあるときは、町に連絡することをいいます。

2号の要援護者等とは、おおむね65歳以上の高齢者、障害者等を指します。

3号の協力員とは、民生委員、地域住民及び協力機関、町内の要援護者等に対し、見守りを行うものを指しております。

4号の協力機関には、民間協力機関と公的機関の2つに分けております。

次のア、イに掲げる事業者等で、本事業の趣旨に賛同し、協定を結んだ事業者を指しております。

まず、民間協力機関としては、医療機関、介護サービス事業所、金融機関、電気、ガス、水道検針事業者、長生農協、郵便事業、新聞配達販売者等を指しておるところでございます。

2の公的協力機関につきましては、警察署、長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び水道部等となっております。

第3条の対象者ですが、原則として本町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者としております。

まず、ひとり暮らしの者、高齢者のみで構成されている世帯またはこれに準ずる世帯としております。

また、その他、町長が、当該事業により、見守りが必要であると認める者を対象者としております。

第4条ですが、協力機関の同意でございますが、町長は、長南町見守りネットワーク事業の趣旨に賛同した事業者を協力機関として登録するものとする。

ただし、第2条第1項第4号のイに規定する、これは公的協力機関になりますが、これについては、登録はこの限りでないとしております。

第5条のその他ですが、この条例に定めるもののほか、当該事業を実施するについて必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号及び議案第5号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第4号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開きください。

長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関しまして、次のように協議をお願いするものでございます。

長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に13ページをお願いします。

あわせまして、参考資料の2ページから3ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

この長生広域組合規約の改正の提出理由でございます。

長生農業者研修センターは、昭和47年に千葉県が地域農林業センター整備事業として設置し、長生郡市広域市町村圏組合が、建物を借り受けまして、農業後継者の育成を目的に、各種に渡ります農業研修や市町村職員合同研修等に活用していたところでございます。

その後、類似施設が各市町村等に整備されたこと、あるいは農業関係研修で現地開催が主流となってきたことに伴いまして、農業者研修センターの利用者が年々減少してきました。

そういう中で、平成22年3月をもって休館となっていました。また、建物も、建築後40年が経過しており、老朽化等による雨漏りが著しく、施設の維持管理が困難な状況でございました。

このようなことから、広域組合のほうで、千葉県へ建物を返還すべく交渉してまいりましたが、このたびこの建物を解体することになったため、平成26年3月31日をもって、県との県有財産貸付契約を終了させまして、農業者研修センターを廃止することとなりました。

したがって、組合規約中、共同処理する事務につきまして、農業者研修センターの維持管理に関する削除することとなったわけでございます。

それでは、議案書13ページにお戻りいただきまして、本文説明に移らせていただきたいと思います。

長生郡市広域市町村圏組合規約（昭和46年千葉県指令第582号）の一部を次のように改正するものでございます。

共同処理する事務をうたっている第3条中第7号で規定している農業者研修センターのうち、管理に関することが削除されることにより、第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げることとするものでございます。

次に、共同処理する事務項目が、20項目から19項目へ1項減少したことによりまして、第14条第2項第2号中、第20号を第19号に改めるとするものでございます。

最後に、附則に係る施行期日等に関するものでございます。

附則の施行期日に関する第1項では、この規約は、平成26年4月1日から施行するということでございます。

次に、附則第2項について、長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約（平成23年千葉県市指令第1984号）の一部を次のように改正し、附則第2項中、第20号を第19号に改めるとするものでございます。

それでは、引き続きまして議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお開きください。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

あわせまして、参考資料の4ページから7ページをごらんになっていただきたいと存じます。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年長南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるとするものでございます。

この給料表の改正箇所につきましては、この参考資料のちょうど5ページから6ページが、それぞれ給料月額が書いてございます。

この1級から3級までの給料月額の下に引いた下線箇所、これが、改正、変更となる箇所でございます。

1級者につきましては、1級1号級の13万7,200円から、次のページの6ページの68号級の22万6,200円まで、2級は、1号級の18万7,800円から36号級の24万6,600円まで、3級は、1号級の22万4,600円から16号級の25万500円までの箇所となります。

その他については、改正の箇所はございません。

この改正によりまして、影響する町職員の対象人数でございますが、1級者においては24名、2級者では13名、3級者では3名ということで、合計は40名となります。

次に、この改正の提出理由でございますが、千葉県人事委員会の勧告に準拠し、初任給を中心に、若年層、おおむね20歳代、1級、2級及び3級者を対象に限定して、給料月額を改定するために、この行政職給料表第1表についての一部改正を行うものでございます。

最後に、附則事項といたしまして、施行期日については、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして。ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第4号及び議案第5号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時50分を予定しております。

（午前10時32分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（松崎 熱君） 議案第6号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、提案理由の説明にもございましたように、台風26号による災害復旧に要する経費、また財政調整基金、地域農業推進基金への積み立てが主要な内容となるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億2,351万3,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加、変更を第2表、地方債補正のとおりお願いするものでございます。

5ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。1の追加でございますが、農林施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業を起債の目的として、それぞれ350万円、3,500万円を新たに借り入れるため、追加の補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

2の変更でございますけれども、過疎対策事業債で5,000万円の減額を、また臨時財政対策債で3,700万円の増額をお願いするものでございます。

過疎対策事業債につきましては、保育所遊戯室改築工事ほかの事業に充当を予定しておりましたが、今般、平成24年度末の緊急経済対策で大型補正でございますけれども、追加されました公共投資の地方負担が大きいことから、今年度限りの措置として、地域の臨時交付金1億1,449万4,000円が国から交付されることとなりました。このことから、財源構成となりますけれども、この交付金の一部でございますが、5,000万円を保育所の遊戯室改修工事に充当させていただきたく、減額の変更をお願いするものでございます。

次の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定の結果、起債の限度額が決定いたしましたので、限度額までの増額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

まず、2款総務費でございますけれども、1項1目の一般管理費では、2節から9節になりますが、被災地派遣職員の異動等による人件費等で、185万8,000円の追加をさせていただくものでございます。

また、13節では、1%の給与減額措置をお願いしておりますけれども、これに伴う人事・給与システムの保守の委託料14万7,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、その他の特定財源で101万7,000円ございますけれども、これにつきましては、災害派遣先の山元町からの負担金でございます。

5目の財産管理費でございます。11節では、庁用車整備代といたしまして、ゆたか号、べにばな号の修理費用の82万1,000円と、15節で庁舎雨漏り改修工事600万円の追加を、続きまして9目でございますけれども、防災対策費では、14節で市野々地先に新しく設置いたしました防災行政無線屋外子局用地の借り上げ料2,000円、また13目諸費でございますけれども、11節需用費でございますけれども、防犯灯の修繕料及び電気料、合わせて76万8,000円の追加と、23節でございますけれども、税の還付金といたしまして20万円をお願いするものでございます。

続きまして、4項選挙費でございますが、1目でございますが、選挙管理委員会費でございますけれども、これにつきましては、財源の更正をさせていただいております。昨年度、執行されました千葉県知事選挙の精算に伴いまして、県から委託金が交付されることになりましたので、特定財源といたしまして、こちらに81万8,000円を充当させていただいております。これにつきましては、財源の更正のみでございます。3目参議院議員選挙費でございますけれども、執行経費の確定に伴いまして、56万4,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源の28万2,000円の減額は、県からの選挙委託金の減となっております。

13ページに移ります。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費でございますけれども、これも、本目につきましても、財源の更正をお願いするものでございます。先ほど地方債の補正でご説明申し上げましたけれども、保育所遊戯室の改修工事に充当を予定しておりました過疎対策事業債、これを5,000万円減額して、地域の元気臨時交付金を財源として充てさせていただくものでございます。財源更正のみでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費でございますけれども、8節では、有害鳥獣駆除報償金ということで、これにつきましては、現在までの捕獲の推移とこれから捕獲数の見込みによりまして、50万円の報償金の追加をお願いするものです。

また、11節では、不法投棄防止用看板材料代として消耗品9万円の追加を、13節では、不法投棄の処理に係る委託料40万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、これにつきましては、地域農業整備事業補助金につきまして、平成25年度、今年度の交付額が確定したということでございますので、836万8,000円の減額をお願いするものでございます。

なお、その他、特定財源につきましては、地域農業推進基金からの繰入金の減額となっております。

7目圃場整備費では、山内ダムの漏水観測機器設置場所にある排水ポンプの修繕料といたしまして、28万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費では、11節でございますけれども、21万8,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、笠森駐車場のトイレ漏水修理及び野営場防護柵の改修をお願いするものでございます。また、15節では、花火打ち上げ場の造成工事の精算に伴う532万8,000円の減額と観光案内場の造成工事340万円の追加をお願いするものでございます。観光案内場と申しますのは、当初予算また補正予算でお願いいたしました観光案内看板の設置場所でございます。

なお、特定財源の558万6,000円は、花火の打ち上げ場の造成工事に伴いまして、県の商工費補助金を要望しておりましたところ、観光地魅力アップ整備事業補助金という補助金が交付される見込みとなりましたので、本目に充当させていただいたものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますけれども、町道の維持管理として、道路脇の樹木、枝の伐採、道路側溝の清掃の委託料といたしまして、100万円の追加をお願いするものでございます。

9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費では、14節使用料及び賃借料で、事務機器の使用料に、コピー機でございますけれども、不足が生じたため、18万円の追加をお願いするものでございます。

3目文化財保護費では、指定文化財保存整備事業補助金62万6,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、笠森寺の観音堂耐震補強工事に際しまして、文化庁からの指導によりまして、追加の工事が発生したため、負担割合に応じた補助金を支出するものでございます。

15ページに移ります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、15節の工事請負費でございますけれども、プールの上屋シート全面張りかえ工事の精算によります137万円の減額と、プール棟及び管理棟改修工事費に不足があるため、317万円の追加をお願いするものでございます。

なお、その他の特定財源として180万円ございますけれども、これにつきましては、B & G地域海洋センター修繕助成金の追加分でございます。

10款災害復旧費でございますけれども、台風26号によります災害復旧に要する経費を計上させていただいております。

1項農林水産施設災害復旧費、1目農地・農業用施設災害復旧費では、2,069万円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、13節で、農地・農業施設災害に関する測量業務の委託料120万円、設計の委託料280万円、計400万円を追加するものです。

15節では災害復旧の工事1,402万円を、19節では町単の小規模災害復旧事業に関する補助金267万円をそれぞれお願いするものでございます。

なお、特定財源の内訳でございますが、国・県支出金739万円につきましては農林水産業費国庫補助金を、地方債の350万円は農林施設災害復旧債を、その他の70万円は農林施設災害復旧費の分担金をそれぞれ充当させていただいております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、7,988万9,000円の追加をお願いするものでございます。本目の特定財源でございますけれども、国・県支出金2,701万3,000円につきましては道路災害復旧費国庫負担金を、地方債の1,340万円は公共土木施設災害復旧債をそれぞれ充当させていただいております。

支出の内容といたしましては、まず13節でございますけれども、補助道路災害に関する災害測量業務委託料157万5,000円、災害査定業務委託料60万9,000円及び災害復旧設計業務委託料262万5,000円、16ページに移ります。災害地質調査委託料として105万円、計585万9,000円を、15節では、単独道路災害復旧工事3,335万円及び補助道路災害復旧工事4,050万円、計7,403万円をお願いするものでございます。

2目河川災害復旧費でございますけれども、7,659万6,000円の追加をお願いするものでございます。内容といたしましては、13節では、補助河川災害に関する災害測量業務の委託料462万円、災害査定の業務委託料157万5,000円、計619万5,000円を、15節では、単独河川災害復旧工事540万円及び補助河川災害復旧工事6,500万円、計7,040万円をお願いするものでございます。

なお、本目の特定財源でございますけれども、国・県支出金4,335万5,000円につきましては河川災害復旧費の国庫負担金、地方債の2,160万円は公共土木施設災害復旧債をそれぞれ充当させていただいております。

3項の文教施設災害復旧費では、1目社会教育施設災害復旧費では、野球場等の災害復旧工事といたしまして、150万2,000円をお願いするものでございます。

12款諸支出金、3項基金費、1目財政調整基金費でございますけれども、6,449万4,000円の積み立てをお願いするものでございます。特定財源といたしまして、国・県支出金が計上されておりますけれども、内容といたしましては、地方債の変更また民生費でも若干ご説明申し上げましたけれども、今般、交付されることとなりました地域の臨時交付金1億1,449万4,000円のうち、5,000万円を保育所遊戯室改築工事の財源とさせていただいた残る6,449万4,000円でございます。この積立金に関しましては、平成26年度に執行されます普通建設事業費への充当財源とさせていただくものでございます。

8目地域農業推進基金費でございますが、8,500万円の積み立てをお願いするものでございます。地域農業推進基金につきましては、今回の積み立てによりまして、目標の5億円となるものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

10款地方交付税でございますけれども、地方交付税につきましては、一般財源となりますのが、5,000万円の追加をお願いするものでございます。

12款分担金、14款国庫支出金、15款県支出金につきましては、歳出のほうで特定財源としてご説明申し上げましたので、説明は省略をさせていただきます。

18款1項1目財政調整基金繰入金、一般財源でございますけれども、6,000万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、災害復旧費に係る一般財源分として充当させていただいてございます。

7目の地域農業推進基金繰入金の減額は、これも、歳出のほうで説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思います。

19款繰越金は、一般財源となりますけれども、前年度の繰越金309万1,000円の追加をお願いするものでございます。

20款諸収入、21款町債につきましては、これにつきましても、歳出のほうでご説明申し上げましたので、省略をさせていただきたいと存じます。

なお、人件費の補正につきましては、17ページ以降に明細を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明及び議案第8号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

[税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,202万6,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細者によりましてご説明を申し上げますので、7ページ目をごらんいただきたいと思います。

初めに、歳出、8款保健事業費からご説明させていただきます。

2項保健事業費、2目疾病予防費につきまして、196万2,000円の追加をさせていただくものでございます。内容は、13節委託料でありまして、人間ドック受診者の増に伴います増額補正でございます。

次に、戻りまして6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の説明をさせていただきます。

10款繰越金でございます。1項繰越金、2目その他の繰越金ですが、同額の196万2,000円追加させていただき、総額8,867万7,000円とさせていただくものでございます。

なお、この結果、歳入歳出予算総額は12億6,202万6,000円となります。

以上が、議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

続きまして、議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

ここで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、議案書のほうで補正予算第3号となっておりますが、第1号ということでございますので、予算書のほうは第1号になっておりますが、議案書のほうで第3号となっておりますところを訂正させていただきたいと思います。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただきましたるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,431万9,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、7ページ目をお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳出、4款諸支出金からご説明させていただきます。

1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきまして、203万2,000円の追加をさせていただくものであります。同じく2目還付加算金につきまして、23万7,000円の追加をさせていただくものであります。

死亡、転出等に伴います還付金及び還付加算金の追加の補正でございます。

次に、戻りまして6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入の説明をさせていただきます。

4款諸収入でございます。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金ですが、203万2,000円追加をさせていただき、同じく2目還付加算金につきましても、23万7,000円を追加させていただくものであります。

保険料還付金及び還付加算金につきましては、全額、県の後期高齢者医療連合から補填されることとなっております。この結果、歳入歳出予算総額は9,431万9,000円となります。

以上が、議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

議案第7号、議案第8号とも、よろしくご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上

げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第7号及び議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

[保健福祉室長 荒井清志君登壇]

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書1ページ目をお開き願いたいと思います。

平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

まず、第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,164万7,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

今回、補正をお願いする点は、大きく2点でございます。

1点目は、東日本大震災の被災地、山元町への職員の派遣に伴います人件費の減額、2点目は、第6期の介護保険事業計画の策定のため実施しますニーズ調査に係る費用の増額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

7ページ目をお願いいたします。

まず、1款総務費、1目一般管理費の2節給与、3節職員手当等、4節共済費は、この12月から、この介護保険会計で人件費を計上しております職員の被災地派遣に伴います人件費の減額となります。

3節、合わせて151万2,000円の減額となります。

12節の役務費と13節の委託料につきましては、第6期の介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査に係る郵便料と調査票印刷から、集計、分析までに係る委託料となっております。

第1号被保険者から、65歳以上の方々になりますが、1,000人を抽出し、実施するものでございます。

2節、合わせて127万3,000円の増額となります。

特定財源のその他の23万9,000円は、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1目介護予防事業費でございますが、介護予防として実施しておりますはつらつ元気教室の参加者が増加しましたので、講師の旅費と委託先の豊栄の里への委託料の増額をお願いするものでございます。合わせて63万2,000円の増額となります。

特定財源の国・県補助金21万4,000円については、この事業は国・県補助の対象となっておりますので、国の補助金が14万3,000円、県の補助金が7万1,000円の合計となります。その他の29万8,000円は、支払基金交付金が16万5,000円、一般会計からの繰入金が7万1,000円、それと参加者の利用料として6万2,000円の合計となります。

2項の包括支援事業等費については、議案第3号で説明申し上げましたが、見守りネットワークを広く住民周知を図るためのチラシの作成に係る印刷製本費16万8,000円の増額でございます。特定財源のその他の16万

8,000円は、一般会計からの繰入金となります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ目をお願いいたします。

3款国・県支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、8款繰入金、10款諸収入は、先ほど歳出のところの特定財源で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

9款の繰越金は、一般財源となります。平成24年度からの繰越金12万円を増額し、充当するものでございます。

なお、人件費の補正については、8ページ、9ページに明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

ガス事業室長、墨田好美君。

[ガス事業室長 墨田好美君登壇]

○ガス事業室長（墨田好美君） それでは、議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、主に大口工業用のガス売り上げ増に伴う追加を、長南地先の長南橋修繕工事に伴うガス管入れかえ工事等の追加をお願いするものでございます。

1ページをお聞きいただきたいと思います。

平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）、第1条で、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるもので、（1）供給戸数を4,608戸、（2）年間供給量を881万7,000立方メートルに、これは18万9,000立方メートルの増であります。（3）一日平均供給量を2万4,156立方メートルに、これは518立方メートルの増に改めさせていただくものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますけれども、第1款ガス事業収益、既定額に2,444万8,000円を追加し、6億7,746万6,000円とさせていただくものでございます。

各項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、既定額に2,100万2,000円を追加し、6億7,839万9,000円とさせていただくものでございます。

各項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入、支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。

2行目の後半からになりますけれど、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,783万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,878万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額635万3,000円、建設改良積立金269万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正させていただくものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出、既定額に745万円を追加し、1億8,798万2,000円とさせていただくものであります。

項の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費は、既定額に24万5,000円を追加し、6,817万1,000円とさせていただくものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項1目ガス売り上げは、既定額に1,438万5,000円を追加し、6億5,121万1,000円とさせていただくものでございます。これは、工業用で大口に使っていただいております株式会社佐久間への販売量の増によるものでございます。

4月より本格操業を始めておりまして、当初予定量よりも18万9,000立方増の160万立方とさせていただくものでございます。

2項営業雑収益は、既定額に1,006万3,000円を追加し、2,625万5,000円とさせていただくものでございます。1目受注工事収益は、内管工事受注増による974万9,000円の追加、2目器具販売収益は、ガス漏れ警報器販売増による31万4,000円の追加でございます。

次の収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項1目ガス売上原価は、既定額に741万1,000円を追加し、3億5,584万5,000円とさせていただくものでございます。これは、原ガス購入費の追加でございまして、販売量の増によるものでございます。

2項供給販売費は、既定額に426万2,000円を追加し、1億5,526万5,000円とさせていただくものでございます。20目委託作業費は、長南橋修繕工事に伴うガス管入れかえ工事の設計委託費315万円を追加させていただくものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3項一般管理費は、既定額に14万5,000円を追加し、843万2,000円とさせていただくものでございます。これは職員の扶養増に伴います手当の追加でございます。

4項営業雑費用は、既定額に932万円を追加し、2,445万円とさせていただくものでございます。1目受注工事費用は、内管工事支払い費用増による913万円の追加でございます。2目器具販売費用は、ガス漏れ警報器購入費用増による19万円を追加させていただくものでございます。

次の資本的支出ですが、1款資本的支出、既定額に745万円を追加し、1億3,345万3,000円とさせていただくものでございます。この内容ですが、1項1目工事費は、長南橋修繕工事に伴うガス管入れかえ工事費で、735万円の追加でございます。5目手当は、職員の扶養増に伴う追加でございます。

以上が資本的支出の内容でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資金計画でございます。真ん中横の二重線よりも、上の段が受入資金、下の段が支払い資金となります。

受け入れ資金では、既定額に2,444万8,000円を追加し9億1,292万8,000円に、支払い資金では、既定額に2,748万8,000円を追加し、7億7,068万3,000円にさせていただきまして、一番下の右側の覧になります差し引きといたしまして、25年度末の現金の予定額を1億4,224万5,000円とさせていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

本年度3月末の見込みを税抜きで表示しております。

当年度純利益は、右側の下から3行目で、413万円の見込みでございます。

前年度繰越利益剰余金と合わせまして、一番下の二重線になりますが、当年度未処分利益剰余金は4,767万3,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。試算の部では、1、固定資産、2、流動資産で、一番下の二重線になりますが、資産の合計が40億2,737万2,000円の見込みでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

負債の部では、負債合計4,685万2,000円、次に資本の部では、右側の下から2行目になりますが、資本合計39億8,052万円、その下の二重線のところですが、負債資本合計40億2,737万2,000円の見込みとさせていただくものでございます。

次の9ページ、10ページは給与費明細書となっております。

次に、11ページでございますけれども、これは、補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容となっております。

後ほどこれはごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁な説明でございましたが、平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださりますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第16、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第16、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前 11 時 38 分)

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

◎一般質問

○議長（松崎 熱君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問者は5人です。

本日は、質問順位1番から2番までとします。

なお、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式により行います。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は、質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松崎 熱君） 初めに、5番、板倉正勝君。

[5番 板倉正勝君質問席]

○5番（板倉正勝君） 議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

まず、先に教育委員について、要旨、教育委員長の選出方法についてですけれども、去年は、白井さんがやっておって、今年は中村さんというようなやつを見かけて、その前は何年ぐらいやっていたのかについてお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 何か当局より先に答弁、ちょっと緊張しておりますけれども、質問にお答えしたいと思います。

中村さんになる前が、白井さんが2年やっております。その前が、大森さんがやはり2年やっております。そんな状況です、私がお世話になってから、大塚さんが3年やりまして、その後、2年、1年ということです。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） この間の資料をちょっと見せていただいたら、白井さんは1年で上がっているように見えたんですけども、余りすぐかわってもいいのかな、見た中で、やっぱり教育委員さんに選出された方

でも、ある程度の年齢とある程度の人材的なものがあると思いましたので、ちょっと質問させていただいたのですけれども、白井さんも、合併教育議会、合併じゃなくて、小学校統廃合の中で、その前もやつていらっしゃったみたいで、この任期中は、小学校適正統廃合の問題がきちんともう少しつくまで、委員長さんをやつしていくもらえたよかったですというのが私の考えなんですけれども、もうかわってしまったから、どうしようもないと思いますけれども、じゃ一応はそれで了解いたしました。

[「いいですか」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 答弁はよろしいですか。

○5番（板倉正勝君） はい、いいです、なるべく簡単にやつていただきたいと思います。

次、件名について、米満住宅跡地利用について、要旨で、若者定住促進について質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 5番、板倉議員さんの質問にお答えしたいと思います。

若者の定住の促進についてということでございますけれども、この関係につきましては、以前からも、またいろんな機会を捉えて、話し合うというか、話し合う場があるわけなんですけれども、今回、一歩進めまして、今日も条例を提案させていただいておりますけれども、今回、条例提出までに至った経緯を申し上げますと、私は、二、三人、固定資産税の免除10年くらいというようなことで、過去お話をしたこともあるのですが、そういう趣旨というか、大きな目標を持って、実はこの処理に当たったんです。

それで、執行部だけで検討するのはどうかと思いまして、県のほうに、協議、いろいろと指導いただいた経緯がございます。それで、県のほうとすると、今、申し上げたように、固定資産税を免除して、あるいは10年だといつても、例えば交付税だと、いろんな面で、町に入ってくるものがマイナスになっては大変でございますから、そういうことが、あるか、ないか、それをまず県のほうに勉強していただいて、その結果、ないということでしたから、今度は、副町長を中心としたしか課長たちでございますから、副町長以下5名ぐらいで、この問題について検討して、今日、条例提案いたしましたように、若者を呼び込んで、また若者が出ていかないように、ぜひ町のほうでは、今度は、奨励金の形で出すということで、今日、条例提案をしたわけでございます。

そういうことで、今まで皆さんからいろいろと声をいただいておりましたけれども、今回、一歩前進させていただいたような形で、若者の呼び込み、出でいかないようにという措置を条例化したということで、ご理解いただきたいと思います。とにかく、若者が出でいかない、また入ってきてもらうんだということを目的として、現在いろいろと行動しております。

以上でございます、十分なりますから。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長の答弁で、若者定住促進については、今日、条例で案的に出されて、よく聞いて、大体、内容はよくわかりましたけれども、定住促進については、納得はいきました。若者促進のほうが先に進んじやって、土地のほうの問題がまだ残っていますので、米満住宅の跡地の現在どのくらい進捗状況が入

っているのか、お聞かせできればと思います。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　米満の学校跡地が、あるいは住宅地の跡地がどうなっているかと、こういうことでございます。

現時点で考えておりることは、今、申し上げました若者を呼び込む、呼び込もうとする条例をつくって、あそこの土地については、これは、あとわずかの藤見から答弁することはどうかと思うのですけれど、現時点での私の考えを申し上げます。また、執行部のほうもそのような考え方でありますけれども、あの場所に、区画をつくって、ガス、水道、一切宅地のように、いろんな形での手続がありますけれども、そういう手続をする、また工事もして、それで、今、条例で検討しておりますような迎え方をすると、ただ今度は、土地が宅地になります。水道、ガスは引きますけれども、私は、今、執行部皆さんに申し上げていることは、あそこの土地は、前々から議会で、私は、出すぐらいでないと、皆さん、来てくれないよと言っているんだから、そういう工事をやっても、今度、制定する条例に基づくんですけれども、土地については、出すぐらいの気持ちでもいいぞと、そういうことで、皆さん、臨んでください、また、将来、考えてくださいと、ただあとは、私の後の町長が考えることなのですが、いずれにしても、あそこも若者を呼び込む条例に従って、土地は、仮に有料なら有料でもいいんですが、税の関係なんかも、条例で、今、提案しているような形で、ですからそういうことで、この後、あの住宅の跡地は、工事費が、また議会のほうと協議するように、現時点ではなるのではないかと、そんなふうに考えていますので、余り深入りして答えると、私は、余り任期がないものですから、ひとつそういう状況であるということだけで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君）　今、町長さんの任期内になるべくだったら形だけでもつくっていただき、工事施工とか、それについては新年度という形で、なるべく早い時期に完成させていただければなというのが言いたいところだったんですけども、又富の件もありますので、ただということは考えないで、その分で多少の金額ができましたら、又富のほうのあちらのほうにお金を回していただき、向こうも、一緒に、うまい区画が、区画数の数も多いような形でやっていただければ、また若者も入りやすいのかなという考えでしたけれども、町長さんのはうから、執行部のほうへ、退任するまで、いい考で。8割方、決まったような形で行ってもらいたいと思いますけれども。

○議長（松崎 勲君）　町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　今、板倉さんおっしゃるように、又富のほうの関係は、ご案内のような形になっています。ただ、あれの区画整理、また今もう少し区画を小さくして、一般の方を迎えるようにする、それには、工事費がかかる、これはもうご指摘のとおりです。ですから、米満の住宅跡地と向こうと一緒に考えたらと、こういうこと、これも、一つの案、すばらしい案だと思います。ですから、私が極端なことを言っておることは、土地を出すぐらいでなく、税を免除するぐらいでなければ、長南町に呼び込むことは、不可能ですよということが言いたいんです。本当は、税金もとっても、土地を高く売っても、来てくれるぐらいの魅力のある町

なら、魅力ある町にしなければならないんですが、現況としては、そういったことはできず、土地は上げます、税は免除あるいは奨励金で出しますということで、受け入れで、おいでになる方が、入りやすい、魅力を感じて、飛び込んでくるような形をぜひつくりたいというのが私の考えで、そういうことを言っているんですけれども、これは、今度、賢明な方、そしてまた執行部が、今、言われたような向こうと又富とこちらは、米満と一緒に考えてと、これも一つのすばらしい案ですので、今後、そういった形で、とにかく、今条例を制定していただいて、今度は、それぞれの関係については、さらに詰めていく、とにかく喜んで来ていただけるような形は、これは、つくっていただくというのが、本當だと私は思っております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今、町長さんの答弁で、すばらしい言葉を聞けましたけれども、先に定住促進のほうが進んじやっていて、土地の確保で、やはり用地が、数、余計あれば、選択の余地も、入る人たちがあると思うんですよね、若い人たち。そういったことを考えてみると、固定資産税はただだとか、そういうことについては、大変魅力はあると思います。しかしながら、ある程度、工事費とか、そういうものがありますので、なるべくだったら、区画数を余計にして、入ってくる人が余計に入れるような考え方でやっていただければと思います。

これで、なるべくだったら、早く着手できるようなほうに向けていただいて、この質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、圏央道工事に伴う要望について、要旨として、町、地元要望に対する進捗状況についてですけれども、道路関係の舗装については、何とかNEXCO、千葉国さんのはうと話はある程度できて、進んでいますけれども、あと近隣の他町村、部落で、ちょっと歩いてみると、まだ何はやってくれない、かにやってくれないという声が大分聞かれるんですけども、そういうところについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、3点目の圏央道の工事に伴う今までいろいろと要望が出ておったものの処理がどうなっているんだと、あるいは処理の状況ということでございますので、ちょっと長くなりますが、お答えしたいと思います。

圏央道工事に伴う附帯工事や地元からの要望工事は、開通後の今も、今年度の完成を目指し、鋭意工事を進めているというところでございます。

現在の進捗状況ですが、関原、須田地区など、4工区については、これらの工事はほぼ終わり、一部でライフラインの工事を実施しておりますが、これから舗装工事などを行い、年度内には完了する予定だそうでございます。

また、5工区、これは西のほうになりますが、岩撫、報恩寺地区など9地区で、引き続き残る附帯工事や要望工事を実施しており、これから最終的な舗装修繕などの工事を進め、年度内の完成を目指しております。

町といたしましては、これらの工事が完了し、最終的に地元の了解がとれるまで、町が調整役を務めていき

たいと、このように考えております。

また、地元要望の中で、事業者側がどうしてもできないものについては、最終的には、町が施工しなくてはならないと考えております。私は、いろんな事業をやりますと、必ず補助事業とか、あるいは開発とか、いろんな形での地域開発あるいは事業があるんですが、例えば土地改良なんかにしても、必ず、言葉は適当でないかも知れませんが、落とし子というのがどうしてもできます。その落とし子をできるだけ小さいうちに、そして金のかからないうちに、町が、単独でも事業を執行して、地元の方々の利便性というか、「ああ、よかつた」と言えるようなものにしたいというのが、これは、もう私、常に考えていることなんです。そういったことで、どうしてもできないというものについては、町のほうが単独でもやっていきたいと考えておりますので、ぜひこの点はご理解いただきたいと思います。

次に、町のほうで、圏央道工事で、使用した町道の舗装修繕についていろいろと要望しているわけでございますが、その場所について、町職員はもちろんございますが、国の方々、国交省側あるいは施工者等と、現場立ち会いも終わりまして、ようやく決まりました。

その内容をちょっと申し上げますと、要望いたしました路線は、一級町道が長南鶴枝線など3路線、また2級町道は蔵持竹林線など3路線、3級道路は岩撫7号線など3路線で、計9路線になります。協議した結果ですが、これらの路線で、町が国の補助で施工する箇所を除き、残る路線の中で舗装が傷んでいる箇所については、国、国交省側で施工することで協議が調いました。施工延長では、町が1,942メートルやります。国交省、国のほうで5,641メートル、それで修繕面積ですが、町が9,625平米、国交省では2万6,088平米、割合では、町が27%、残りが、73%が国のほうで、工事中にいろいろと傷んだ町道の修繕、交通に支障がないような形をとることで、国交省も、今年度の完成を目指して、これらの工事を順次進めていくということに現時点ではなっております。ですから、そう遠くない時点で、皆さんにご不便をおかけしましたけれども、そういったものが、解消が図られるのではないかと、こんなふうに現時点で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 町長さんの言う中で、道路の補修については、大体決まって、後で問題のないようなことだと思います。ほかで、小さい附帯関係の工事、そういったところで、地元で、この間もちょっと聞いたのですけれど、調整池の周りの草刈りなんか、あれは、誰が刈るのかとか、そういう細かいところまで来ちゃいますけれども、最終的には町が、結局は管理するんですから、町で管理するということは、地元が最終的には管理という考えになりますよね。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 板倉議員さんにお答えしたいと思います。

今の既存の工事が終わって、管理、草刈りとか、その辺の管理は、NEXCOと町でどのようになっているのだというようなことだと思います。

三途川の確かに調整池の周りの草刈りが、今、草刈の範囲は、ほぼ、NEXCOと町が、現地のほうを立ち会いしまして決まって、あと管理の入り口に、一応、門扉とかを設置して、一般の人が入れるようにするのかしないのか、そういった協議を年内に調整しております。そういったことで、今、協議中ですので、ご理解い

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） さつきも言いましたけれど、私も、これは、何回も質問して、しつこいような質問になっちゃっていますけれども、町道に関しては、大体、前、言ったとおりに、管理どおり100%やらせるのでなくて、七十何%は、もうやったという答えは出ましたけれども、あと小さい附帯関係、まずうちのほうの部落でも、いろいろまだ少し残っているようなところはありますし、自分たちが、また作業している中で、そういう草刈り面とか排水清掃とか、いろいろ細かいところはありますけれども、なるべく早くNEXCOさんと協議をしてもらう中で、地元のある程度の役員さんとかを入れていただき、細かい打ち合わせをしていただいたほうが、後で、もめないんじゃないかなというのが、実際、私は考えていますけれども、納得してくれるというのはなかなか少ないと思いますけれども、そういうことで、もう大体、形的には、もう完成してきているので、そういうところをなるべく早くやっていただきたいと思うのですけれども、それについてどうなんでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 先ほど松坂室長が答えたんですけれども、その辺は、私もすっきりつかんでおりませんし、また協議した覚えも、担当もこうだということで、私のほうへ報告もなしで、まだ協議は、正式にはしておりませんけれども、これは、原則的に、のり面の草あるいは、調整池、これは道路の調整池であると思うんです。そうしたら、当然これは、道路のほうで、負担する、執行すべきだ。ですから、作業は、地元のほうへお願いされても、何がし、何がしというか、それ相当のお支払いがあって、お話、協議の中で、これでやろうということで、あくまでも向こうで管理する分野だ、これが常識的だと思います。ただ、その辺がまだ詰まつていないということであると思うんです。

私の答弁を少し補足してくれよ、あなたが。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 草刈り等の管理区分につきましては、NEXCOと町で、一応、立ち会いのほうがほぼ終わっております。基本的には、圏央道のフェンス、フェンスの中は、NEXCOが管理して、そのほかは、一応、道路敷とか圏央道に隣接している場所については、町が管理するというような施工区分は、ほぼ決まっております。ただ、今まで、集落の方に、草刈り等で管理していただいている場所もありますので、若干、地元の皆さんのが、草刈りする場所が、面積的には、ほぼ全般的には多少ふえております。そういったことで、今、まだ、建設、附帯工事はまだ終わっておりませんが、それが全て終わって、その管理の段階、地元とその管理のお話をするとときには、ある程度、地元の皆さんに負担をかけますが、この箇所は、地元で草刈り等をお願いしたいという、そういったまたお願いを再度地元のみなさんにお願いすることになりますのでよろしくお願いします。

今、地元との調整は、区長さんを通してやっておりますけれども、区長さんを交えて、役員の皆様と、その辺の管理については、再度確認の意味で、また協議させていただきたいと思います。

こちらからお願いになるかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 松坂室長の答弁も、大体にわかっているような形の答弁でしたけれども、一応、町長さんは、フェンスの中とかというのをきちんとしているみたいでそれとも、フェンスから、側溝、排水が入って、境界があるから、そういうところに対して、みんな、じゃどこまで刈ればいいんだよと、フェンスの中も、少しは、刈りよければ刈れますけれども、そうじゃなかったときとかという、そういう問題が、私は、一番みんな問題にしているような感じがあるのでけれど、ただ何でもフェンスの中が、ちょうど境界がフェンスで、その中が道路敷というか圏央道であれば、一番問題はないと思うのですけれど、田んぼに、水田にかかっているところについては、境界があつて、排水路があつて、排水、側溝があつて、フェンスですよね。なので、一応、地元でも、大体、フェンスの何センチ中へ送っておくれとかというお話をしていると思うのですけれども、そういうところが、なるべくあれば、この5月、4月何日から開通していますので、もうこの来年の春には、きちんとそれまでのことをはつきりしてもらわないと、町側のほうの担当課のほうへ苦情がかなり行くんじやないかと思うんですけども、そこの点、ちょっと考えを教えていただけますか。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 今までどおり、今までどおりといいますか、今まで、各集落の皆さん、道路に面したのり面、田畠等、道路に面したところは、地権者の方々に刈ってもらっています。圏央道の工事に伴って、そういう面積は確かにふえておりますけれども、町も、なかなかそういう余剰地というか、その草刈りについては、なかなか町が全部管理し切れませんので、地元の皆さんにお願いせざるを得ないという状況になってしまいますので、その辺は、地元の皆さんで協議する中で、地元にお願いできればと考えております。

そういうことなので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 松坂室長のお話は、少しのんびりしたような考え方みたいでそれとも、一番問題というのは、田んぼとすぐ隣接しているところについては、地主さんが、大体、農業をやっている人だったら、大体、刈ると思うですよ。

ただ、さっきも言いましたけれど、調整池の周辺のフェンスからちょっと外にあって、新しく側溝関係を入れたところとか、そういうところが一番問題になっていると思うんですけども、うちのほうでも、千手堂工区の人たちも、そういうことで、どうするんだよとこの間ちょっとと言われましたけれども……

[「管理について……」「正式な引き渡しはまだ」「こちらでやることになっているのか」と言う人あり]

○5番（板倉正勝君） そういう形ですので、松坂室長の担当だと思いますから、それだけは、地元さんとなるべく早いうちに協議だけしていただき、地元にわかっていたくほうが、問題点が少なくなるんじゃないかなと思うんです。これは、延ばせば延ばしているほど、やらないでぼさぼさにしちゃって、それから、じゃどうするのだよと言われるより、そういう問題点というのは、早急に話をして、やっていただいたほうが、後が楽じゃないかなと思っているのですけれど、それについて……

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 松坂室長のほうからいろいろお答えしておりますけれども、大変申しわけないことなんですけれども、私も、この問題を今、板倉さんが質問されたということで、ああ、そうだったなあと、そういう問題もあるんだなあというのが、実は、正直言って気がついたような状態で、その辺の話し合いが全てできているものと、それで道路ができ上がっていると思ったものですから、ですけれどその辺がまだ詰まっていない。

それで、例えば水路のようなものは、いずれは、町所管になると、町のほうへ寄贈されると思います。それと、調整池も、農業用水などを兼ねているものについては、所有の関係が出てくると思います、どちらで所有する、あるいは管理するということになろうと思います。

それで、今の状況ですと、担当に伺いますと、ちょっと一つの例を申し上げるならば、今、県道を県道の普通の余り大きくないのりでも、熱心な耕作者、刈る人もいますよね。ですけど、私のように横着して刈らないと、県が来て、これは、県道ですから、県が刈るんです。やはり問題があつてはいけないということで、管理は県ですから、ですけれども地元で本当に作業をやってくれる方は、自分の田んぼと一緒にですから、耕作で、いろいろ支障があつたり、問題があるということで、その近隣の近くの人が刈ってくれたりなんかしています。ですから、今の話だと、状況だと、そういうふうではないかと思うのですけれども、思うような形で、議会に答弁することは失礼でございますので、この点については、ひとつ担当のほうで、今、質問された関係については、要するに、道路面は、これはもう当然ですが、そのほか、道路の面とか調整池とか水路とか、そういったもの、向こうで要するに工事をやって施工したものについて、後で、どういうふうな形で、町のほうと地元と、あるいは地元にやっていただくといつても、これは、町のほうでお願いして、地元でやってくれるか、これは、面積が、相当ふえるところもあると思うんです。ですから、これは、やはりそれなりの処理費のようなものも考えなくちゃならないと思うんです。ですから、もう一度詰めて、はつきりとした形で、議会のほうに、何らかの形で、こういう形で処理するようになったというご報告をさせていただくということで、今日はひとつ満足な答弁ができませんけれど、この管理関係については、そういったことで、お願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 町長さんに、最後にそういう頼み事というかされまして、話はよくわかりました。

ただ、私も1つ最後に言っておきたいなというのは、私も、地元で、やっぱり役でいろいろ話があつて、私も見た中で、これは、しようがないという物件も結構あります。だから、一応、でも、これは無理だよといつても、私が言うよりも、地元の役場の担当課の人が来て、はつきりと言ってくれれば、ああ、そうかという納得もしますけれども、地元で私が役をやっていて、私が、これがこうだから、これは、今回やってくれないよとか言っても、なかなかそれというのは、私の答弁では、ちょっとわからない、これだから、おまえ、頼んでこいよと、こういうふうに言われますので、一応は、役場さんの担当さんと協議した上で、はつきりと言つていただいたほうが、地元の人たちには、説得ができると思うのですけれども、そういったところで、なるべく早くいい形をとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 要望で結構ですね。
○5番（板倉正勝君） はい、ありがとうございました。
○議長（松崎 熱君） これで、5番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。
暫時休憩します。再開は1時55分を予定しております。

（午後 1時40分）

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時55分）

○議長（松崎 熱君） 加藤議員の一般質問に入る前に、板倉議員の質問における地元との協議について、再度、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 大変申しわけありませんでした。
先ほど私は、原則的に、全部、国がやって、国物だから、国でやるものだと、こういう考え方でございました。
しかし、今、担当とよく話し合いましたら、担当のほうが、ちょっと皆さんに答弁するのに控え目であったということで、そのものずばりで話します。
工事のほうは、国がやってくれます。全てのものはやったのですが、先ほど板倉さんから言わわれているような場所についての管理は、町がするんだと、こういう約束になっているんだそうです。
ただ、協定とか、そういうものについては、まだ私、不勉強でわかりませんが、そういうふうに最初からなっているんだよ、こういうことでございます。
そういうことで、いろいろと草を刈ったり管理する場所が、ふえる、今までより当然ふえるわけでございますが、その辺については、町が、責任を持って、地元の方に、応援をしていただく、ご協力いただくもの、あるいはまた何か事業、農地、水のようなものを使って、地元の方に、全く無償でなく管理をお願いするもの、あるいはどうしても地元にお願いすることが無理だという箇所については、今も実施しておりますけれども、シルバーの関係をお願いして、町のほうで支出をしていくのが、管理方法としては、一番よいのではないかと、こんなふうに考えております。
いずれにしても、地元の方々には、大変なご苦労もお願いすることにもなろうかと思いますけれども、町も、できる限り皆さんのご迷惑にならないように、ご負担にならないような形、双方で、歩み寄った中で、管理していくんだということで、ひとつご理解いただきたいと思います。
以上で終わります。

◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 熱君） 次に、7番、加藤喜男君。
〔7番 加藤喜男君質問席〕
○7番（加藤喜男君） 7番の加藤です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をいたします。

藤見町長におかれましては、9月の定例会において、来年の町長選挙には出馬しないと表明されました。4期16年にわたり、町政を担っていただき、大変ご苦労さまでございました。

ちまたでは、来年の町長選挙に向け、立候補を志す方々が活発に活動しておるところのようでございます。誰が後を継いでも、この過疎化を食いとめることは大変なんですが、志のある方がいらっしゃることは、大変心強いところでございます。

私も、任として、残すところ1年ちょっとでございますので、議員としての使命を再確認する中で、活動していくかなければならないと思っておるところでございます。

それでは、質問、2点、お願いをしてございました。

1点目でございます。

それでは、1点目の行財政改革の実績についてでございます。

町長は、平成22年度の第1回定例会の施政方針で、今後の行政改革を進めるに当たっては、職員の意識改革や人材育成に努め、行財政改革の基本理念である役場がかわれば、町がかわるを基本として、積極的に取り組んでまいりることを述べられました。同年4月には、わかりやすい役場にするために、それまでの課を統合して、大課制にしたり、また職員の配置は正面を向く配置にかえたりしました。

翌年の施政方針では、役場がかわれば、町がかわるは、行政改革を推進するスローガンとしておりますが、平成23年度は、もっと大胆に積極的にかえていく必要があると思います。職員一人一人が、現行の行政課題に対して危機感を持って、自らの問題として捉え、改革意識、意欲を持って、取り組むように進めてまいりますと述べました。

昨年の施政方針では、複雑・多様化する行財政需要や、町民の生活スタイルも徐々に変化しつつあります。こうした状況を的確に捉え、引き続き行革の進行管理に努めてまいります。何より改革を進める上で求められるのが、広い視野と想像力、先見性、住民へのサービス精神となります。職員が、経営感覚を持ち、新時代に適合するように積極的に取り組んでまいりますと述べられてきたわけですけれども、今年度の施政方針に関しましては、ちょっとその辺が述べられなかつたのかなというふうに思っております。

町長は、大課制にして、職員の配列をかえ、職員にも、意識改革を行い、経営感覚、危機感を持たせるために、意欲的に取り組んでまいりましたと思います。業務内容、業務量とのバランス、コミュニケーションがうまくとれれば、精神的な病も抑制されるのかなと思いますが、現時点においても、若干名の休職者がいるようでございます。特に、若い職員の教育・指導は難しく、いろいろ苦労が多かったと思います。公務員は、一度採用しますと、よほどのことがないと免職できないことから、採用時の厳格なる評価が、またポイントとなっていのではないかなと思います。

以上、長々と話しましたが、町長は、職員の意識改革等を主眼にして、役場がかわれば、町がかわるのスローガンを進めてまいったところでございます。最後になりますので、ここでこの成果について、町長のほうからお話ししいただければと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 7番、加藤さんの行政改革の実績、要旨としては、人材育成等の成果についてと、こういうことでございます。非常に難しい、答えとしては難しいところがあるわけです。

まず、行政改革を21年度から26年度まで、6年間ですか、6年間の計画をつくって、実施しているわけでございますけれども、その6年間の中で、改革というか、かえていくんだということが22項目あるんだそうです。そのうち8割程度は既に移行されると、ただそれは、今、加藤さんが申し上げたように、人がどういうふうにかわったんだというようなことじゃなくして、例えば税金の徴収をこういうふうにするんだというようなことで、経費削減を図るべき改革、そういうふうにすれば、改革が、そういった改革を22するといつても、8割は終わっているんだということで、理解してもらいたいんですが、ですから行革の計画の上に乗つかっているものは、大方8割程度動いているんだと、こういうことでひとつご理解いただきたい。

もちろん、その効果というものは、町民に対しても、そう不便を与えずに、また経費節減にもつながったものと私は考えております。

ただ、そんな中で、じゃ職員が、あるいは役場自体がどういうふうにかわったんだろうかということになりますと、これは、一口で、こういうふうにかわったとか、こうだということは申し上げられませんけれども、私としては、今まで、どちらかというと、お客様が来ると、誰か出でにくだろうというようなそぶりというか雰囲気であったものが、最近、見ておりますと、全部とは言いません、この中にも、立っていかないのがいますから、全部とは言いませんけれども、ほとんどの方が、今は立ってお客様のところへ出向いてくれております。

ただ、それもまだまだ中途半端です。誰々さん、何のご用ですかが出ないんですね。私は、そこまで言っているんだけども、それが出ない、これは、もう大変今後の課題であると思うのです。でも、一時期から比べたら、職員のそういった行い、行動というものは確かに変わってきた。すなわち、質が変わってきたと言っても、私は過言でないというふうに考えております。行政改革というものは、これはいつまでも続きます。行政を預かる者としては、ずっと自分の脇にあるものでした。どなたが、どんな役職についても、どんな立場に、それぞれの立場でいろんな面で変えていかなければならぬと、これは、また時代がそうさせている面もありますけれども、そういったふうに考えております。

私としては、最後に申し上げたいことは、行政を我々は仕事しているんだけれど、いつも脇には、住民がいるんだよということを職員は、徹底して、自覚してもらいたい。大変、私としても、残念な面もございます。職にあって、その職にありながら、立場と申しますか、その立場にあって、職にあって立場にありながら、完全に消化し切れない、例えば、部下に対して、あるいは仕事に対しても、完全に消化し切れないものがまだおるということですから、常に私の脇、俺の脇には、町民がいつもいるんだとの自覚を持って、今後、職員が、改革、改革というか意識の改革に臨んでほしいと、こういうふうに願っています。

それで、私も、お世話になって、今の議会の方々が、大変失礼な言い方があったかもしれません。申し上げましたけれども、8人の新しい議員さんが誕生した際に、ここで申し上げたことは、ぜひ、皆さん、議会からも役場をかえてほしいと、私には、その力、及ばない点がございますということで、はつきり申し上げましたように、議会の方々にも、大変その点についてはお世話になって、今日があるものと、こういうふうに確かに、

職員の意識等についても、変わってきておるというふうに私は自分なりに評価しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 変な質問で、ご答弁、どうもありがとうございました。

町長としても、かわってきているという評価をされているように、よろしいと思います。

それで、先ほども、町長も、今後の課題ということをそこがちょっとお口から出ましたけれども、町長、職員の時代もひっくるめて、相当長い経験をこの職場で過ごしてきたわけでございますので、これから町をまたさらにかえていくには、町長として、今までの知見等で考えて、どのようなお考えがあるか、もしよろしければお聞かせ願いたいということで、先ほどの今後の課題ということでもありましたけれども、その辺、もしあればお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 非常に難しい質問なんですけれども、町政運営については控えさせていただきたいと思いますが、あえて、質問の要旨からして、行革とか、あるいは人材育成等についてということで、その関連で答えさせていただくならば、職員一人一人が、先ほどちょっと加藤さんから出ていますけれど、経営感覚なんというのも必要だと思うのですよね、経営感覚。もう普通、毎日、役場に来ていればいいんではない、よく私、課長たちに言うことなんですが、課長さん方、私は、極端ですから、仕事はしなくてもいいと、誰がどこまで何の仕事をしているか、それさえわかれば、ある人が遅れていれば、こちらから見なさい、あるいはよそから応援を頼むとか、ですけれども残念なことに、先ほどやはり立場でということを言いましたけれども、課長さん方は、仕事を皆さんに気持ちよくしてもらうには、仕事が平等で行き渡っているというようなことを常につかんでおらなければ、だけれどもその辺が、まだまだ勉強が足りないと思います。ほかの役場職員、私、よその職員だとか言いますけれども、例えば、関係するといけませんけれども、教職員だとか、あるいは会社の方々、企業にお勤めの方も、常に明日のことを考えていますね、明日はどうするんだ。学校の先生なんかもそう、明日、教えることをやっています。保育所なんかはいい例です。明日どういうふうに子供方に一日楽しんでいただかうかということで、勤務時間の5時15分を過ぎてから、わずかでございますが、10分でも30分でもやっています。それが、ちょっと職員には、足らない面があるんではないかと、ですから私としては、本当によくやってくれていますけれども、そういう点をもっともっと話していただいて、残念なことに、手本になる人が少ない。手本になる人がたくさんいれば、みんなそれを追いかけていくんですけど、まだそういったことでは十分でないと、ですから今度、行政の指揮をとっていただく方については、非常に、私が、ぬるま湯の中で職員を育てたということで、今は、私より古い職員は、誰もいませんので、みんな私に似ちゃって、でたらめでやっておりますけれども、いいところは、全然とは言いません、いいところだけをまねてくれれば、すばらしい職員なんですけれども、悪いところは、まねるのは早いんですけど、いいところは、余りまねてくれなかつたという例もあるんじやないかと、こんなふうに考えております。

いずれにしても、職員には、先ほど言ったことのまた繰り返しになるけれども、いつも町民が脇にいるんだということを自負して、思って毎日を過ごしていただけるような形をとっていただくことが、一番幸せではな

いかと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 町長の思いをお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。

また、みんな参考にして、これからも邁進していかなきやならないと思うところでございます。

それでは、次の質問に入ります。

昨年の6月に、長南町の教育委員会は、学校規模適正検討委員会の提言を受けて、18名による附属機関として、長南町学校適正配置検討委員会を設置して、「複式学級による教育を避ける方策について」の諮問を行い、今回、答申がございました。

この答申の内容については、先月18日に、町長の要請によります議員全員協議会が開催され、教育課長よりくわしい報告がございました。答申の概要は、既設の4校を1校にして、長南中学校の隣接地に小中一貫校を新設すると、暫定的には、西小と東小、長南と豊栄を統合しようというものだったかと思います。

町長は、昨年の3月の第1回定例議会におきまして、検討委員会の提言は尊重すると、また昨年の6月の2回定例会では、学校的統合については、私の大体腹は決まつていて、私が決めるのなら決まっていますというようなことも、ちょっと述べられた経緯がございます。さきの全員協議会で、町長は、西小学校に統合する案もあったようであるが、永遠に西小学校に統合した場合は、長南が大変なことになるというような言葉もあつたかと思います。この答申のとおり、暫定統合、長南中学校に小中一貫校とする今後の時期、財源を詰めて、まないたに乗せて、新しい人にお願いするというふうに話していたと思います。さきの協議会におきましては、議員の中からも、答申に賛成という声が多く聞かれ、また検討委員会には、委員長も含めて5人の議員が参加していた委員会からの答申でございますから、既に、言ってみれば議会はほとんど賛同を得られたということにも感じられ、次期の町長の仕事がなくなったかもしれませんけれども、そういうこともあります、先ほど言ったとおり、町長が過去に思っていた考え方と今回の答申は、町長の思ったとおりだったのかなとか、その辺がもしお聞かせいただければ、ちょっとそれだけお聞きしておきたいなと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 非常に難しいことなんですが、ありのままをお答えしたいと思います。

まず、経過については、いろいろと加藤さんの要旨の中へ入っていましたから、省かせていただきますけれども、私も、答申どおり、いつかの時点では、1校にしなければならないというふうには考えておりました。答申は、そのとおりでございます。それで、私が、実は、蒔田課長が、県のほうで、高校の合併や何かでやつていて、非常に合併に精通しているし、また熱心な彼でして、課長には、スムーズに持つていける形をとるにはというようなことで、2人ばかりの話では、やっぱり町の中心に持っていくなら、話はまとまるぞというような話もさせてもらったり、あるいは古い学校を使った場合にはどういうふうになるか、いずれ1校だということですから、どこか4つのうち1つ使うと、いずれにしても、4地区のうち、どこで使う、えらく偏りますね。そうすると、住民感情が出てきて、同意は得られないよと、理解を得るには、やっぱりど真ん中に近いと

ころがいいよというようなアドバイスは、蒔田課長にはしました。

それで、もちろん、この4つの小学校のうち、一番いいところの校舎を使って考えたら、どういうふうになるんだというようなことも、私なりに言つたら、西小だと、全ての環境にし、建物にし、何にしても西が一番いいといようなことも聞きました。

そういう経過はありましたけれども、私がこういうふうにしろと言つたのではなくして、答申のほうで出てきた。先ほど言ったように5人の議員さんがいらっしゃるわけですから、その辺は、全委員の中で、私が、そういう話は、裏ではしましたけれども、実際に私が、そこへ行って、言ったわけではございません。

それで、私としては、6月の腹は決まっているというのは、やっぱり中心に1校は持ってくると、1校持ってくるけれども、10年後でも1校だと、そうしたら10年間はこういう教育をしますと、1つのままでやるんだったら、1つのままでやるにしても、いろいろと批判はあるでしょう。車によって連携をしながらやるというのも、批判はあるけれども、10年後に1カ所になるよということだったら、住民には、理解は得られると、あるいは今回のように、2つを1つにしてやるということも理解、ただいつかの時点で1つにするということを決めなければ、理解は得られない。例えば、今回、出ている西と東が一緒になるといつても、1つになるのが決まっているから、理解が得られやすいと思うんです。あれが1つになることが出ていなければ、西の人は言わないでしょうが、東の人たちは、何で西へ行くんだと、ちょっとくらい古いといったって、俺のほうも考えろということに必ずなるんだ。だから、何年後には1つにする、それを決めたら、どういうふうにするんだというようなことで、私は、あのとき、やはり町の中心地は、役場の周りから小沢のあの辺まででなければ、建てる場所としては、住民の理解を得るのは非常に難しいと思います。

財政的に大変だとかといって、例えば長南小をずっとこれから長南町の小学校にしましょうということだったら、これは、ほかの地区で、これは、理解が得られない。一番問題は、子供さんに負担をかけると思うんです。子供たちが、犠牲という言葉が適當かどうか、マイナス面が出るということ、これは極力避けるべきだということを考えると、やっぱり早いところ、1校にはいつする、あとは、その間、何にするということで、今回、出た答申は、私の最初考えていたこの町の中心に1つというこれは、中学のところへ建てるとか、そんなことは決まっていません。これから、今の答申ではそうなっています。その答申を尊重するならば、やっぱり一番いい方法ではないかと、私が最初から考えていた近辺に1校ができる、そして、しかも複合で、中学と一緒にになってやるんだということで、教育の中心がこの場所に来るんだということについては、当初から私が考えていたものと、そう大差がないということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

町長の忌憚のない意見をお聞きして、わかりました。蒔田課長も心配されておるようですから、再質問はございません。藤見町長に最後の質問でございました。

どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日4日は、議案調査等のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

明日4日は、議案調査等のため、休会とすることに決定しました。

5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時2分）